

＜茨木市市民総合センター＞指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市市民総合センター

2 指定管理者候補者

団体名 公益財団法人茨木市文化振興財団

所在地 茨木市駅前四丁目6番16号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、茨木市の文化活動の振興に資する事業を展開するとともに、地域文化のより一層の発展に寄与することを目的とし、平成8年に財団法人茨木市文化振興財団として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行したものである。

主に、舞台芸術を中心とした文化事業の実施による文化振興を目指し、劇場の舞台を使用した文化事業の企画及び開催、市民の文化活動を振興するための共催事業の開催、そして、文化情報の収集および提供等を基本的な内容として事業展開をしてきた。また近年では、市内文化芸術団体の活動を支援するための補助金交付事業、各種の相談事業及び展覧会等の事業を実施するなど、専門性とノウハウを活かした新たな事業も展開している。

当該団体は、平成18年度から市民会館及び福祉文化会館の2館、平成21年度からは市民総合センターも併せた3館、市民会館閉館後の平成28年1月からは福祉文化会館及び市民総合センターの2館の指定管理者として、安定した利用実績を保ち、適正かつ細やかな運営を継続してきた。今後も当センターの指定管理者となることで、これまでの施設管理のノウハウを生かした効率的な運営が可能である。

また、当該団体は、本市が推進する文化振興施策の一翼を担う団体であり、文化芸術に係る事業を積極的に推進してきた実績とノウハウを活かすことで、館を利用した文化事業の推進や文化情報の発信が可能となる。さらに市内で様々な団体の活動を支援してきた実績から、利用者への適切なアドバイスや、これらの活動をつなぐ役割が期待でき、市民文化の一層の向上に資することが期待できると考えるため、指定管理者として選定する。